注意事項等 市町村民税 給与支払報告 受付印 に係る給与所得者異動届出書 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、市見ぎ里している文は特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差別している文は特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差別している文は特別徴収の給与支払報告書を提出し本書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差別してください。また、2枚複写のうち、2枚ともご提出ください。なお、本書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差別している文は特別徴収の給与支払報告書を提出し本書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差別している文は特別徴収の給与支払報告書を提出し、新聞、、判断、(判断、共和制度、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差別している文は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差別している文は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差別している文は特別徴収の信用といる。 整理番号 617-0000 特別徴収 給 5 4 経理係 指定番号 担片 年 与另 向日 市町村長 向日市寺戸町中野〇番地の〇 宛名 番号 度 向日 〇〇 支収。 5 令和 特別徴収 5 △△(株) 075-931-XXXX 指定番号 20123456 払務 個人番号又は法人番号 宛名 123 度 2 提出 5 6 8 9 ! 3 番号 (ウ) (ア) <u>(イ)</u> とコウ 00 異動の事由 フリガナ 徴収済税額 未徴収税額 異動年月日 異動後の未徴収税額の徴収方法 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。 $(\mathcal{P}) - (\mathcal{I})$ 氏 名 向日 00 特別徵収税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 (年税額) 1. 転勤・転籍 . 明治 2. 大正 月分か 月分から 3 00 生年月 0 00 2. 退職 番号を記入 番号を記入 1 特別徴収継続 . 昭和 4. 平成 3. 死亡 令和 5 月分ま 月分まで 4. 休職 6 8 9 ! 2 3 4 個 人 番 2 ② 一括徴収 5. 長欠 6. 支払少額 向日市上植野町馬立〇番地 7. 支払不定期 3 普通徴収 現在 120.000 20.000 100.000 8. その他 25 (本人が納付) 異動後 理由を右欄へ記入 1 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。) 新しい勤務先へは、 特別徵収指定番号 月割額 月分 新し (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 括徴収をする場合は ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 「一括徴収の場合」の欄に 徴 法 受給者番号 必要事項を記入してください。 天のみ 納入書の要否 1 必要 2 不要 号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。 (新規の場合のみ記載 は 2 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。) 出不要で 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 徴収予定額 (**(ウ)**と同額)を 100,000 左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 右欄に記入 ③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (① 及び ② に当てはまらない場合に記入してください。) 特別徴収義務者を変更 入力者 点検 月分以降0 2 普通徵収切替 異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 特 4年度 月割額は 3 一抵衡収 1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 御 2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 特別徴収義務者を変更 入力者 点検 3. 死亡による退職のため。 月分以降σ 2 普通徵収切替 5年度 理欄 月割額は 3 一括徴収 市町村処理欄